

# 訪問看護利用料金表（介護保険）

令和3年4月

●利用者負担額の計算方法について

Aの計算：報酬単位×地域単価(11.12円)=A(小数点以下切り捨て)

Bの計算：A×0.9=B(小数点以下切り捨て) 注)一定以上の所得者は負担割合が2割または3割となります。

注)実際の請求と料金表の合計とは、小数点以下の処理から誤差が発生することがあります。

目次

◆訪問看護料金表（介護保険）	ページ 1
◆加算：基本療養費加算表（介護保険）	ページ 2
◆訪問看護利用（介護保険）特別加算の対象	ページ 3

◆訪問看護基本利用料金表（介護保険）

基本利用料金(訪問看護)		報酬単位	料金	1割負担	2割負担	3割負担
訪看I1	20分未満	313単位	3,480円	348円	696円	1,044円
訪看I2	30分未満	470単位	5,226円	523円	1,046円	1,568円
訪看I3	30分以上60分未満	821単位	9,129円	913円	1,826円	2,739円
訪看I4	60分以上90分未満	1,125単位	12,510円	1,251円	2,502円	3,753円
訪看I5 (理学療法士等の場合)	1回(20分以上)	293単位	3,258円	326円	652円	978円
	1日に3回以上の場合	所定単位数の100分の90				
基本利用料金(介護予防訪問看護)		報酬単位	料金	1割負担	2割負担	3割負担
予訪看I1	20分未満	302単位	3,358円	336円	672円	1,008円
予訪看I2	30分未満	450単位	5,004円	501円	1,001円	1,502円
予訪看I3	30分以上60分未満	792単位	8,807円	881円	1,762円	2,643円
予訪看I4	60分以上90分未満	1,087単位	12,087円	1,209円	2,418円	3,627円
予訪看I5 (理学療法士等の場合)	1回(20分以上)1年以内	283単位	3,146円	315円	630円	944円
	1回(20分以上)1年超	278単位	3,091円	310円	619円	928円
	1日に3回以上の場合	所定単位数の100分の50				
定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合		報酬単位	料金	1割負担	2割負担	3割負担
定期巡回訪問看護	要介護1-4      1月につき	2,954単位	32,848円	3,285円	6,570円	9,855円
定期巡回訪問看護	要介護5      1月につき	3,754単位	41,744円	4,175円	8,349円	12,524円

◆加算：訪問看護利用（介護保険）加算表

加算		報酬単位	料金	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	退院時共同指導加算と重複なし	300 単位	3,336 円	334 円	668 円	1,001 円
退院時共同指導加算	初回加算と重複なし 1 回に限り (特別な管理が必要な場合 2 回に限り)	600 単位	6,672 円	668 円	1,335 円	2,002 円
特別管理加算 3 ページに記載	特別管理加算(I) / 1 月につき 1 回	500 単位	5,560 円	556 円	1,112 円	1,668 円
	特別管理加算(II) / 1 月につき 1 回	250 単位	2,780 円	278 円	556 円	834 円
緊急時訪問看護加算 注) 1	24 時間連絡 / 1 月につき 1 回	574 単位	6,382 円	639 円	1,277 円	1,915 円
夜間・早朝加算	初回の緊急訪問に限り算定なし	所定単位数の 100 分の 25 増し				
深夜加算		所定単位数の 100 分の 50 増し				
ターミナルケア加算		2,000 単位	22,240 円	2,224 円	4,448 円	6,672 円
長時間訪問看護加算	1 回につき 90 分以上 (特別管理加算算定者に限る)	300 単位	3,336 円	334 円	668 円	1,001 円
複数名訪問加算(I) 2 人の看護師等が 同時に訪問	30 分未満	254 単位	2,824 円	283 円	565 円	848 円
	30 分以上	402 単位	4,470 円	447 円	894 円	1,341 円
複数名訪問加算(II) 看護師と看護補助者が 同時に訪問	30 分未満	201 単位	2,235 円	224 円	447 円	671 円
	30 分以上	317 単位	3,525 円	353 円	705 円	1,058 円
看護・介護職員連携 強化加算	1 月につき 1 回	250 単位	2,780 円	278 円	556 円	834 円
看護体制強化加算(I)	事業所が条件を満たした月に算定	550 単位	6,116 円	612 円	1,224 円	1,835 円
看護体制強化加算(II)		200 単位	2,224 円	223 円	445 円	668 円
(介護予防の場合) 看護体制強化加算		100 単位	1,112 円	112 円	223 円	334 円

注) 1 利用者様のご希望により契約された場合に加算されます。

◆訪問看護利用（介護保険）特別加算の対象

**特別管理加算Ⅰ**

- ・在宅悪性腫瘍等患者指導管理を受けている状態
- ・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
- ・気管カニューレを使用している状態
- ・留置カテーテルを使用している状態(計画的な管理が必要なドレーンチューブを含む)

**特別管理加算Ⅱ**

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態
- ・在宅血液透析指導管理を受けている状態・在宅酸素療法指導管理を受けている状態
- ・在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態
- ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態
- ・在宅自己導尿指導管理を受けている状態
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態
- ・在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態
- ・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ・人工肛門または人工膀胱を設置している状態
- ・真皮を超える褥瘡の状態
  - ① NPUAP 分類Ⅲ度またはⅣ度
  - ② DESIGN-R ㊦ 分類 (日本褥瘡学会によるもの)D3、D4 または D5
- ・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態